

日教組香川
2016. 12



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

超勤・多忙化解消に



県教委はさじを投げたか？



新春のつどい

1月7日(土)11:00~12:00
ルポール讃岐

講演：「人権問題を『わがこと』と
するために」
講師：薦田耕作
(三豊市教育委員会
人権教育課)

※組合員限定

人権教育
学 習 会



1月7日(土)14:00~16:00
サンポート高松51会議室

講演：「学びでつながる集団づくり」
講師：土田光子さん(大阪教育大学講師)

※組合員は無料、組合員以外は500円(資料代)

◎両会とも受付で日教組香川に加入できます

2017年JTU-kagawaは人権教育から

11.9 県教委交渉

県教委「管理職は、教職員の勤務時間の把握をきちんと行っている・・・」はホントか？

11月9日（水）、日教組香川は、香川県教育委員会と交渉を行いました。参加は嶋村中央執行委員長他計6名、また、県教委からは西原教育長他計14名が出席しました。以下は、県教委との交渉経過の概略です。（□日教組香川 ○県教委）

「県人事委員会勧告について」

□教職員給与の決定にあたっては、県人事委員会勧告と報告に基づき、関係教職員団体と十分な協議を行うこと。また、公務・学校現場になじまない能力・実績主義に基づく給与・処遇への反映は拙速に行わないこと。

○適切に対応したいと考えている。なお、人事委員会勧告を踏まえ、昇級及び勤勉手当に勤務実績を反映させているところである。

「超勤多忙化解消にむけて」

□教職員の多忙化を解消し、子どもとの時間の確保のため、事務職員の拡充や職務の明確化、専門スタッフの配置など学校の組織的な教育力の充実を図ること。○学校事務については、義務標準法に即して配置している。「教員業務改善プラン」に基づき、調査等の削減・簡素化、研修会等の見直し、学校支援体制の充実、ICTの活用による業務の効率化等に取り組んでいる。

今年度からの予算化した校務支援員は、城坤小、山本小、土庄小、田中小、宇多津中、満濃中に配置されている。概ね、教職員と同じ勤務形態である。今後は、予算的に厳しいがモデル校として、市町に働きかけて拡げていきたい。

□学校事務職員の多忙化にあたり、超過勤務手当は6%の予算で確保されているのか。超過勤務手当配当額は、4%程度であるが。

○6%の予算は確保している。配当額が少ないのは内部留保しているからである。事務所からヒアリングがされるが、配当額を超える請求をすることはできる。

□教職員の勤務時間管理を確実に実施すること。管理職は、教職員の勤務時間外における業務の時間数を適正に把握するなど、厚生労働省が策定した基準に基づき、始業、終業時刻を確認し記録する体制を早急に整備するよう市町教育委員会を指導すること。現状を是正するために明確な長時間労働の削減目標を定めるとともに、定期的な勤務実態調査の実施と改善点を明確化するなど、フォローアップを行うこと。管理職の人



事評価において、勤務時間管理や勤務環境改善に関する取り組みをいれることを通じて管理職の認識を深めること。

○教職員の服務監督については、市町教育委員会において、適切に行われているものと認識している。

□市町教育委員会において、管理職が、文科省通知のように、教職員の勤務時間外における業務の時間数を適正に把握するなど、始業、終業時刻を確認し記録する体制を作っているということか。

○適正に行われていると思っている。

□文科省は勤務実態調査を行うが、県独自で行わないのか。

○考えていない。かつて行っていたが、県と国で差がなかった。

□「教員業務改善プラン」の成果をみるためにも、勤務時間調査をするべきではないか。

○業務改善は進めてきた。もうこれ以上減らせないくらいだ。なのに先生方の忙しさが変わらない。

「部活動について」

□教職員の部活動における負担について軽減策を講じること。生徒の健全な成長の確保や、教職員の負担軽減の視点も盛り込んだ部活動のあり方の指導ガイドラインの策定（練習時間や休養日の設定基準の明確化、域内全学校に対する練習時間や休養日の周知徹底、フォローアップ）を推進すること。

○生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するとともに、教員間の役割を十分に協議し、必要に応じて地域の協力を得るなど組織的で効率的な指導を工夫するように呼びかけている。

「全国学力・学習状況調査について」

□序列化につながるおそれがあることから、全国学力

・学習状況調査の結果を公表しないよう、引き続き地教委や学校に働きかけること。また、全国学力・学習状況調査と県学習状況調査の成果と課題を検討し、今後の全国学力・学習状況調査や県学習状況調査は廃止の方向で検討すること。

○全国学力・学習状況調査は、全国的な状況との関係において、学校自らの教育の成果と課題を把握し、指導の改善を図ることができる。

教育長より

「現場の忙しさは実感としてある。人事委員会が教員の働き方に目をむけてきたと捉えている。つまり、外部が、教員が忙しいと認識してくれている。学校現場でも工夫が必要だ。校長のリーダーシップだけでなく、校長と教員が話をする時間が必要ではないか。学校全体で取り組んでほしい。多忙化解消や業務改善の事例があったら知らせて欲しい。」



西原県教育長

参考資料

労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（抄）（平成18年4月3日付 初等中等教育企画課長等通知）

記

1. 長時間労働者への医師による面接指導の実施について

今回の労働安全衛生法の改正によって、全ての事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場は平成20年4月から適用）において、事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならないこととされました。また、長時間の労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者、事業場で定める基準に該当する労働者についても面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければならないこととされたところです。各学校の設置者におかれては、常時50人以上の教職員が働いている学校等においては、産業医を活用する等の方法によって面接指導等を実施すること、産業医を選任していない学校等については、改正法の規定は平成20年4月1日から適用されることから、その間に、保健所等と連携して、面接指導を実施できるような体制を整えることにつ

いて指導していただくようお願いします。また、私立学校については、地域産業保健センターの活用も有効であることから、十分に連携をとっていただくようお願いします。なお、公立学校の教職員のメンタルヘルスの保持等については、平成17年12月28日付け17初初企第29号初等中等教育企画課長通知において各教育委員会へ依頼しているところですが、国、私立学校においても以下の方策などにより、所属の教職員のメンタルヘルスの保持等について一層取り組んでいただきますようお願いいたします。

(1) 学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整えること。

(2) 日頃から、教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境を作ること。特に管理職は、心の健康の重要性を十分認識し、親身になって教員の相談を受けるとともに、職場環境の改善に努めること。

(3) 教職員が気軽に相談できる体制の整備や、心の不健康状態に陥った教職員の早期発見・早期治療に努めること。

(4) 一般の教職員に対して、心の健康に関する意識啓発や、メンタルヘルス相談室等の相談窓口の設置について周知を図るなどの取組を推進すること。併せて、管理職に対してメンタルヘルスに対処するための適切な研修を実施するよう努めること。

2. 労働時間の適正な把握について

労働時間の適正な把握については、平成13年4月6日付け基発339号厚生労働省労働基準局長通知「労働時間の適正な把握のために使用者が構すべき措置に関する基準について」（平成13年4月27日付けで総務省自治行政局公務員部公務員課長から各都道府県・指定都市に通知）において、具体的な方法等が示されているところですが、今後とも、各学校等における勤務時間の適正な把握に努めていただきますようお願いいたします。なお、基準として示されている主な内容は、以下のとおりです。

(1) 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとに始業、終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として、次のいずれかの方法によること。
ア 使用者が、自ら現認することにより、確認し、記録すること。
イ タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。

(3) 労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存すること。

(4) 事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

11.12-13 第26回日教組人権教育実践交流集会

あらゆる予断・偏見・差別・抑圧を見抜き、排するために

2016年11月12、13日、徳島市において、150名を超える参加者が集い、第26回日教組全国人権教育実践交流集会が開催されました。この集会は、日教組のブロック持ち回りで開催され、四国ブロックでは3回目。徳島では、初めての開催になりました。日教組香川からも20名近くが参加し、全国のなかまと交流を深めることができました。

1日目、全体会・開会行事の現地報告では、『徳島県教組襲撃事件』について、地元の徳島県教組小原伸二委員長から事件の概要報告があり、当時の専従書記長から裁判を闘ったの思いを聞くことができました。

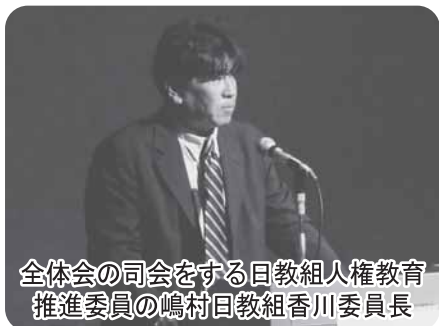
「この裁判は、差別を許すな！と一歩も引かない人たちが勝ち取ったものだ」という言葉に、この裁判の意義を感じとることができました。また、静岡大学の山本崇記准教授から

「ヘイトクライムを乗り越える」「出会い直しの」の実践～京都から徳島へ～と題した講演があり、今後、どう地域共生社会を形成していくかが課題だと考えさせられました。



子どもたちの重唱

この後、四国朝鮮初中級学校の子どもたちから歌と踊り、高正範学校長から学校紹介がありました。子どもたちの歌と踊りは全て素晴らしかったのですが、特に朝鮮の「アリラン」と日本の「夕焼け小焼け」の重唱には、東アジアの文化の共通性を感じてしまいました。



全体会の司会をする日教組人権教育推進委員の嶋村日教組香川委員長

分科会は4つに分かれて行われま

した。

第1分科会「憲法・子どもの権利条約と人権教育」では、高知から「共感的に理解する力を育み、あたたかな学級をめざして」のレポートがありました。

第2分科会「部落問題学習のとりくみ」では、徳島から「差別・被差別を超える人権教育～板野中学校の同和教育が培ってきたもの～」のレポートがありました。

第3分科会「両性の自立と平等をめざす教育」では、日教組香川の織田幸美さん（高・高松第一小）から「ワークショップ・LGBTの子どもを支える工夫を考えよう」のレポートと、プラウド香川の方々もご協力も得て、ワークショップを行いました。

第4分科会「インクルーシブ教育」では、愛媛から「特別支援学級での取り組み」のレポートがありました。



第2分科会

交流会では、阿波人形浄瑠璃研究会青年座の人形浄瑠璃（寿二人三番聖）やブロック紹介があり、全国のなかまの存在を確認することができました。



人形浄瑠璃



全体集会

2日目は、3コースに分かれてフィールドワークに行きました。

「阿波木偶箱廻し・被差別民の暮らしと文化」コースでは、辻本一英さん（NPO法人ヒューマンネットとくしま理事長、芝原生活文化研究所代表、阿波木偶箱まわし保存会顧問）から、芝原地区における取組についての説明と、生活民具展示を見学しながら被差別民の暮らしや文化について学びました。また「三番叟まわし」の実演と歴史についての講義を受けました。



阿波木偶箱廻し・被差別民の暮らしと文化コース

「藍の歴史・文化と藍染体験」コースでは、瀬部昌秀さん（四国大学生活科学部生活科学科准教授）から、「藍染め和楽工房」で、藍の歴史と文化について話がありました。江戸時代から明治時代へ続く歴史と民衆の生活や意識に話があり、また実際に藍染め体験をする中で、徳島における藍の文化を深く理解することができました。

鳴門市「市場地区フィールドワーク」コースでは、差別をはね返しみんなで力を合わせて架けた大正橋のお話を聞きました。「人権を語り合う中学生交流集会」では、中学生が中学校の枠を越えて人権をテーマについて集い、交流し、学び合うことを通して、自己表現力やリーダーとしての能力を高めている若者と交流しました。

徳島県教組から日教組香川への手紙「徳島県教組襲撃事件⑧」

完全勝利!長かった6年7ヶ月!ヘイトクライムに負けない 共生の教育を拓く

徳島県教職員組合委員長 小原伸二

11月1日、最高裁が在特会側の上告を棄却しました。4月25日の高松高裁の勝訴判決が確定しました。本当に6年7ヶ月にも及ぶ長い道のりでした。「もっと、こうすればよかったのに」と思うことがたくさんありました。

まず、事件が起こる前の2009年12月の段階で、京都朝鮮学校襲撃事件のことを自分のこととして捉えていれば、徳島事件は起こらなかったでしょう。ある組合員から、2010年1月の段階で、「在特会」による埼玉県蕨（わらび）市での中学校への街宣行動や京都朝鮮学校襲撃を、組合の人権教育の学習会の題材として取り上げませんか、とのE-mailがありました。このときに、徳島県教組としてきちんと行動しておけば、事件を未然に防げていたように思います。次に、民事への対応を2013年4月14日までに結論を出していれば、消滅時効を裁判の争点にされずに、もっとスムーズな経過になっていたように思います。



また、今回の事件は組合に対する攻撃より、当時の専従書記長への個人攻撃への側面が大きかったと思います。自分も専従書記長経験者なので、自分が専従ならどう対応していたのだろうかと常に考えていましたし、組織の代表として、組合としての責任をどうとるのかと考えていました。

ふり返ると、自分が直接、警察署に行って事情聴取を2回も受け調書に印を押したり、刑事事件では組合代表として告訴人になったり、徳島地検や検察審査会に上申書を提出したり、民事事件で原告となったり、職務免で裁判の席で証人として意見陳述をしたり、相手側の弁護士・被告人本人や裁判官から質問されたり、損害賠償請求で差し押さえの手続きをしたり、本当にこれまでにない体験（たぶん今後も死ぬまでないだろうと思われる）をしました。どれも貴重な経験です。裁判のしくみ、民事と刑事の違い、検察審査会、検察官、弁護士、裁判官など、教科書に載っていることを

リアルに体験したのです。



しかしながら、ヘイトクライムや在日問題をどう子どもたちに伝えていくのか、これは、必ず、教材にしたいと思っています。実際に、四国朝鮮学校に行くたびに、その想いは強くなります。同じ四国の地に、同じ年齢の子どもたちが夢や希望をもち、自分たちの文化を守り、朝鮮学校に通っています。そのことを、日本の子どもに、まっすぐに伝えたいのです。また、これまでの徳島県教組襲撃事件のことを、「こっぼんおり」

（朝鮮学校と民族教育の発展をめざす会・京滋）の方が、「差別から逃げたらアカン 目をそらしたらアカン」として、10分30秒の動画にまとめてくれています。これも、日教組香川の人にもぜひ見ていただきたいと思っています。そう遠くないうちに徳島で報告集会をしますので、また、来てください。日教組香川の要請があれば、香川でも報告集会をしてもいいかなと思います。それから、いっしょに、四国朝鮮学校にも気軽にいきませんか。今後とも、日教組香川は徳島県教組とも四国朝鮮学校ともつながっていきませんか。ヘイトクライムに負けない、共生の教育を拓くために。



なお、写真は、全て、第3回四国朝鮮学校交流フェスタのようすです。（2016.11.6 松山市 四国朝鮮初中級学校にて）（今回で連載は終了します）

11.19セクシャルマイノリティは今 教室の中にLGBTの子どもたちはいる

11月19日(土)、早稲田大学で、「セクシャルマイノリティは今～現場で考える性的指向・性自認の課題と実践～」が開かれました。日教組は教育改革キャンペーンとして、協催しました。

問題提起は金井景子さん(早稲田大学教授)から、基調講演は土井香苗さん(ヒューマンライツウオッチ日本代表)から「日本の学校におけるLGBT生徒のいじめと排除」と題してありました。その後、4分科会に別れて論議を深めました。

日教組香川からも2名が参加しました。

「講演会、分科会に参加しました。LGBTの当事者の多くがいじめなどの悩みを抱え、自死念慮を抱きやすく、電話相談のよりそいホットラインには、1日平均1400件もの電話がセクシャルマイノリティ専門ラインによせられているそうです。LGBT当事者は8人に1人といわれていましたが、今では、13人に1人の割合でいることを知りました。早稲田大学の金井景子先生は「いないのではなく、見えないとおもってください。」と言っています。

学校現場では、教師が学級の中に必ず当事者がいるという意識を持た



第2分科会

なければならぬと思います。LGBTに対する理解度で、対応が大きく左右されます。子どもたちの心に寄り添えるよう正しい知識を持ち、セクシャルマイノリティだけでなく、すべての子どもたちが生きやすい環境を整えることの必要性を強く感じた集会でした。」(日教組香川組合員)

10.30ふれあいまつり 「ある精肉店のはなし」上映会



北出昭さんの実演

10月30日(日)、香川部落解放・人権啓発センターで「第6回ふれあいまつり」が開かれ、たくさんの参加者で賑わいました。

「ふれあいまつり」は、今年で6回目。今年のメインイベントは映画『ある精肉店のはなし』上映会でした。この映画は大阪の貝塚市で屠畜解体を営む北出精肉店のご家族を描いたもので、当日は映画出演の北出昭さんご本人が来館し、映画の裏話

や部落問題、食肉への職業差別、そして家族の闘いなどについて語ってくれました。さらに太鼓づくりの実演も行われました。

また、併せて県内の授産施設・作

業所等で作られている手作り製品などのバザーもおこなわれました。

今回の「ふれあいまつり」は日教組香川の応援企画で、日教組香川組合員も大勢参加しました。

「北出昭さんの講話は、初めて聞くお話ばかりでとても新鮮でした。」(日教組香川組合員)

10.26部落解放香川県共闘会議 「全国部落調査」復刻版 出版許さず

10月26日(水)、高松市総合体育館で、平和労組会議・連合香川・部落解放同盟香川県連合会・日教組香川などの団体が構成される部落解放香川県共闘会議の第24回総会が開催され、2015年度の活動報告、2016年度活動方針等が承認されました。

総会の後、片岡明幸部落解放同盟中央執行副委員長より『「全国部

調査」復刻版出版事件と部落差別解消法』と題して、記念講演会が行われました。この事件の経緯、裁判の状況等について話されました。インターネットを通して拡散される「全国部落調査」復刻版出版事件は決して許されるものではありません。また、同日、この事件に関して、部落解放香川県共闘会議は、高松法務局、香川県へ申し入れを行いました。

今年もやります!! プラウド×日教組香川

2.12(日)13:30~16:30 @まなびCAN

「LGBTの子どもたちと教職員の過ごしやすい学校をつくろう!!」II

詳細は次号で

教育実践講座 I

子どもは算数のどこで躓くのか？⑦(割り算)

石原清貴(元小学校教員)

3年生の1学期、子どもたちに「割り算って難しい？」と聞くと「割り算って簡単。簡単。」と答えてくれます。尚、突っ込んで「どうして？」と聞き返すと、「だって、かけ算九九の反対を答えればいいだけだから」という応えが返ってきます。

ところが2学期の「あまりのある割り算や、その文章問題」になれば「ええ、どうやって解くの？」とか「これ、割り算の問題かな？」などと頭をひねる子どもたちが出てきます。この段階での躓きは根が深いです。割り算の指導カリキュラムの問題でもあるからです。問題点を要約すると以下の通りです。

- ・割り切れる割り算から教える。(九九の逆)・操作はさせるが2つの操作(等分除操作・包含除操作)を同時に扱う。
- ・その上倍を求める割り算も扱う。

これらの要因により、具体操作とそのイメージが割り算式とリンクしなくなる。その結果計算さえ出来ればいいという態



度に陥る。(文章問題は文章の中の大きい数と小さい数を見つけ、大きい数÷小さい数で対応するようになる。〈低次の戦略しか持たない〉)

〈つまずかさないための方策〉

- ・具体物を具体的

に分けよう。あまりのある量を使います。(九九の逆では求められない)

・半具体物（タイル）でまとめ、かけ算との関連をはつきりさせよう。

・ 答えを予想して 石原清貴氏
かけ算で解決できることを知らせよう。

- ・包含除法は等分除法が定着してからです。

倍を求める割り算もこの時期に指導することになっていますが、3年生の終わり頃に回した方がいいように思います。



石原清貴氏

大先輩から現場教職員への伝言(最終回) 戦後の教育⑨

今こそ「教え子を再び戦場に送らないための民主教育」を

香川県退職教職員協議会 会長 大林浅吉

日教組香川再建結成へ

○ 1989年10月22日の香教組第65回臨時大会閉会后、日教組から脱退することに反対する同志は、高松の自治労会館に集まり、今後の対策を協議しました。

○1989年11月21日、総評が解散し、新連合800万人の結成大会が行われました。同時に共産党系の全労連も140万人で結成大会を行ったとのこと。

○ 1990年1月14日、高松市浜ノ町にある自治労会館で日教組香川再建大会を開き、委員長に石川剛氏、副委員長に楠原敏明氏、その他中央執行委員を選出、日教組本部から畑副委員長、上西中央執行委員、県総評議長等多くの来賓を迎えて盛大に開催されました。

石川委員長と楠原副委員長は3月末で退職して、組合業務に就いてくれましたが、それまでは私が町議会等に支障がない限り自治労会館3階の日教組香川書記局に出て、県人事委員会への登録・法務局への登録等の業務を担当しました。

この年の２月２８日の総選挙で、香川２区で加藤繁秋氏が初当選、１区は三野優美氏が再選されました。６月２６日から高知市で日教組第７２回定期大会が開催され「全教系」脱退後、日教組高知・日教組香川など再建組織も参加して「参加・提言・改革」を運動の基調とすることを決定しました。

これ以後のことは皆さんよくご存じのことと思いますので、私の報告は一応終わりにしますが、今こそ「教え子を再び戦場に送るな」を強く訴えずにはおられません。

昨年9月の国会で強行された「安全保障関連法」によって、日本の自衛隊がアフリカの南スーダンへ「駆けつけ警護」ということで、武器を持って「教え子が再び戦場に行かされる」のを絶対に阻止しなければなりません。

安倍総理は「安全保障関連法」について、次のように説明しています。

●日本と密接な関係がある他国に武力攻撃が発生し、日本の存在がおびやかされ、国民の生命・自由・幸福追求権が根底からくつがえされる明白な危険がある事態

- 他に方法がない場合

- 国会の承認を得て派遣する

南スーダンへの自衛隊派遣はこれに全く該当しません。
戦死者が出たら安倍総理はどのように責任をとるのか。

「教え子を再び戦場に送らない」ために共に闘いましょう。

いまやらねばいつできる

わしがやらねばだれがやる

(完)

大林浅吉プロフィール

- ・ 1922年 4月に生まれ、現在94歳。
 - ・ 1941年 香川師範大陸科卒業後、蒙古張北日本国民学校で教鞭をとる。
 - ・ 1943年 1月丸亀歩兵12連隊に入隊。
 - ・ 1945年 8月上海で終戦、翌年2月無事復員。
 - ・ 1946年 8月坂本国民学校で教鞭をとる。以後、丸亀市飯山町の小学校・中学校に勤務。
 - ・ 1955年 4月香川県教職員組合の専任役員となり、1975年まで務める。
 - ・ 1958年 7月日教組本部の執行委員となり、1960年6月まで務める。
- その間、勤評・教育課程・安保闘争等を闘った。
- ・ 1976年 4月香川県教職員組合の非専任副委員長となり、1979年3月まで務める。その間、香川県公務員共闘の議長も務める。
 - ・ 1979年 4月飯山中学校教頭。
 - ・ 1982年 3月定年退職。
- ・ 1984年 9月飯山町議会議員に当選。以後、日政連地方議員として1997年3月まで務める。
 - ・ 1990年 日教組香川の結成に尽力。香川県退職教職員協議会会長に選出され、現在に至る。



☆趣味 ・ 尺八を吹く 都山流大師範
・ 篆刻（石でハンコを刻る）独りで楽しんでいる

Tea, Coffee and Cakes

JTU-Kafe Open

pm 6:30-8:00 Fri, Dec 16, 2016

Sato Bldg. 1F 15-24 Nakano-cho Takamatsu-city, KAGAWA

tel. 0120-27-5925 fax.087-802-1642

「JTU-Kafe」は「JTU-Kagawa (日教組香川)」と「Cafe」を組み合わせた造語です。組合事務所で執行委員が、お待ちしております。相談ごとなどありましたら、お気軽にお越しください。飲み物とお菓子を用意しています。電話やファックスでの相談もできます。なお、日教組香川組合員で無い方も歓迎です。ただし、その場合、お茶代500円をいただきます。

まずは

仲間どうしの助け合い、総合共済からスタートを!

- 1 業務中に発生した賠償責任を
最高**3,000万円**まで補償(教職員賠償責任補償)
- 2 日常生活で発生した法律上の賠償責任も
最高**3,000万円**まで補償(個人賠償責任補償)
- 3 地震が原因の住宅の損害も最高**100万円**
まで補償(東日本大震災でも共済金をお支払いしました)

※この共済は損保ジャパン日本興亜とのセット商品で、月掛金900円のうち170円は損保ジャパン日本興亜の保険料です。

※ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください、制度内容をご確認ください。

厚生労働省認可

〒760-0004 高松市西宝町 2 丁目 6-40 香川県教育会館 6 階

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207

カナリア通信

なぜだろう

◆紅葉を見に行ったら、まだ落葉していないのに、枝についたまま縮れたようになっている葉の付いた楓を、何本も見かけました。なぜ、そんなことになるのだろう。そういうものがあるのかな？それとも近くにあるライトアップ用のライトの光が影響しているのかな？◆今日の夜の雲はいつもより白く見えたし、夜空は濃い藍色に見えた。雲が低めで、街の明かりなどが反射もしているのか。それにしても、なぜいつもより夜空が明るく見えたのだろう◆そういうえば、街路樹のヤマモモの実がたくさんなる年と少なめの年があるのは、ミカンの豊作と裏作のようなものなのか？ハナミズキの並木だったと思うのに、実をつけているのとなないのがあるのは、雄株と雌株だったからなのだろうか◆日常の中には、まだまだ謎がいっぱいあって、退屈するところがありません。